

対象建築物	建築物の区分	指定する特定工程及び特定工程後の工程			
		基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号に掲げる用途及び規模の建築物を中間検査を行う建築物とする。 (1) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅 (いずれも住宅で住宅以外の用途を兼ねるものを含む。) で、床面積の合計が 50 m <sup>2</sup> を超え、かつ、地階を除く階数が 2 以上のもの。 (2) 法別表第一 (イ) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物 (共同住宅を除く。) で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超え、かつ、3 以上の階数を有するもの (地階を除く階数が 2 以上であるものに限る。)	木造又は木造と木造以外の構造を併用する構造のもの	基礎 (基礎ぐいを除く。以下この表において同じ。) に鉄筋を配置する工事の工程 (地階を除く階数が 2 以下である建築物に係るものを除く。)	基礎の配置された鉄筋をコンクリートで覆う工事の工程	柱、はり及び筋かいの建て方工事 (枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組工法にあっては、耐力壁の設置工事) の工程	壁の外装又は内装工事の工程
	鉄骨造のもの	同上	同上	1 階の鉄骨の建て方工事の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装若しくは内装工事の工程
	鉄筋コンクリートのもの	同上	同上	2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事 (当該工事を現場で施工しないものにあつては、2 階の床版及びはりの取付け工事) の工程	2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートで覆う工事 (当該工事を現場で施工しないものにあつては、2 階の柱及び壁の取付け工事) の工程
	鉄骨鉄筋コンクリート造のもの	同上	同上	1 階の鉄骨の建て方工事の工程	柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程
	上記以外の構造	同上	同上	なし	なし

備考：1. この表において「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により、建築物を建築する工法をいう。  
 2. 中間検査を行う建築物が 2 以上ある場合又は 1 の中間検査を行う建築物の工事の工区を分けた場合にあつては、いずれか早期に特定工程に係る工事を終了する建築物又は工区に係る当該工程を特定工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、木造の工程が含まれるものは木造の工事の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。

適用除外：1. 法第 18 条の適用を受ける建築物  
 2. 法第 85 条の適用を受ける仮設建築物  
 3. 法第 68 条の 20 第 1 項 (法第 68 条の 22 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する認証型式部材等を有する建築物  
 4. 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 5 条第 1 項の規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受ける建築物

明石市（平成 24 年 6 月 20 日から）

対象建築物	建築物の区分	基礎工事		建方工事	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号のいずれかに該当するもの。 (1) 一戸建ての住宅、兼用住宅又は長屋で、床面積の合計が 50 ㎡を超え、かつ、地階を除く階数が 2 以上のもの。	木造（木造と木造以外の構造とを併用する場合を含む）	—	—	土台、柱、梁及び小屋組（以下この表において「木造の軸組」という。）を金物等により接合する工事の工程（枠組壁工法による場合にあつては、壁を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁及び天井を設ける工事の工程（枠組壁工法にあつては、枠組みを覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程）
	鉄骨造	—	—	2階の床版の取付工事、又は2階の床に鉄筋を配置する工事の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨及び鉄筋を覆う工事又は壁若しくは内装工事の工程
	上記以外	—	—	2階の床版の配筋工事の工程（当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階の床版及び梁の取付工事の工程）	2階の床版のコンクリートを打設する工事の工程（当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階の柱及び壁の取付工事の工程）
(2) 法別表第 1 (い) 欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡を超え、かつ、地階を除く階数が 3 以上のもの	木造（木造以外の構造とを併用する場合を含む。）	基礎（基礎ぐいを除く）。以下この表において同じ。）の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事の工程	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程（枠組壁工法による場合にあつては、壁を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁及び天井を設ける工事の工程（枠組壁工法にあつては、枠組みを覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程）
	鉄骨造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事の工程	2階の床版の取付工事又は2階の床に鉄筋を配置する工事の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨及び鉄筋を覆う工事又は壁若しくは内装工事の工程
	上記以外	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事の工程	2階の床版の配筋工事の工程（当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階の床版及び梁の取付工事の工程）	2階の床版のコンクリートを打設する工事の工程（当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階の柱及び壁の取付工事の工程）

備考：1. この表において「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。

2. 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあつては、最初に当該工事の工程を完了する範囲を検査の対象とする。

適用除外：1. 建築基準法第 18 条に規定する建築物

2. 法第 85 条に規定する建築物

3. 法第 68 条の 11 第 1 項の規定により型式部材等製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物

4. 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受ける建築物